

答 申 の 概 要

件名	死亡した実父に関する検視調書等の開示請求却下決定に対する審査請求（諮問第 20 号）		
本件対象個人情報	平成〇年〇月〇日に静岡県〇〇〇の海中で発見された〇〇（実父）の死亡に係る検視調書、死体発見報告書及び写真撮影報告書又は同等文書。		
主な理由	自己を本人とする保有個人情報に非該当（条例第 15 条）		
実施機関	静岡県警察本部長		
諮問庁	静岡県公安委員会		
諮問年月日	平成 26 年 3 月 20 日	答申年月日	平成 26 年 12 月 25 日
主な論点	1 死者に関する検視調書等については、どのような場合に、遺族自身の個人情報として条例第 15 条に基づく開示請求が認められるのか。		

審査会の結論

実施機関が開示請求を却下した決定は、妥当である。

審査会の判断

1 本県条例における「個人情報」の基本的な考え方について

本県条例に基づく個人情報保護制度は、実施機関に対し、個人情報の収集、管理及び利用・提供の全般にわたりその適正な取扱いを義務付け、もって、個人情報に関する本人の権利利益の保護を図ろうとするものである。このため、実施機関に課せられた義務の実効性を担保するため、本県条例第 15 条第 1 項で「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」と規定し、実施機関に対し、当該本人から個人情報の開示を求める請求権を認める本人開示請求制度を設け、さらに、当該本人情報の訂正、削除、利用停止を求めることを認めている。

開示請求の対象となる個人情報は、本県条例第 2 条第 2 項で「この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」と規定しており、死者に関する情報を本県条例の対象から除外している。

これは、本県条例の目的が、個人情報に関する本人の権利利益の保護であつて、当該個人の権利利益の保護について関与できる者は、生存する個人であるから、自己の個人情報の開示請求の主体となれるのは、生存する本人であり、死者は請求の主体となり得ないためである。

もっとも、個人の権利利益の保護の観点からは、死者に関する情報ではあつても、それが同時に請求者本人の個人情報に該当する場合には、当該死者に関する情報が同時に自己の個人情報として本人開示請求の対象となると解すべきであり、死者に関する情報のすべてが本人開示請求の対象とはならないものと解することは妥当ではない。

死者に関する情報の中に、遺族の氏名の記載があるなど遺族を識別することができる場合においては、当該情報は、死者に関する情報であると同時に、当該遺族に関する情報であることから、当該遺族本人の個人情報として保護の対象となり、開示請求が認められることになる。また、氏名が含まれていなくても、他の情報と照合することができ、それにより遺族を識別できる場合にも当該遺族による開示請求は認められることになる。

2 本件保有個人情報における審査請求人の本人該当性について

本件開示請求は、審査請求人の実父の死亡に係る検視調書、死体（変死体）発見報告書及び写真撮影報告書の開示を求めたものである。検視調書、死体（変死体）発見報告書及び写真撮影報告書は、人の死が犯罪に起因したのか否かの判断を行うための捜査活動の一環として作成されるものである。これらの文書には、死亡時の状況、死因等の記載とともに、検視に関わった医師や事情聴取を受けた者等に関する情報、その死が犯罪に起因するものかどうかを検討し判断する際の着眼点、検討項目、判断の過程等が記載されるものであり、遺族に関する情報が主たる事項として記載されるものではない。

本件保有個人情報を見分したところ、本件保有個人情報には父親の死亡時の状況や死因等が記載されていたが、審査請求人の氏名の記載はなく、他の情報と照合することにより審査請求人を識別できる情報も記載されていなかったことから、本件保有個人情報が、死者に関する情報であると同時に、審査請求人に関する情報でもあるとは認められない。なお、本件保有個人情報には、加害者などの不法行為に基づく損害賠償請求権等の行使に必要な情報の記載も確認できなかった。

以上のとおり、本件保有個人情報は、審査請求人の個人情報として本人開示請求をすることが認められな

い情報であるから、却下処分としたことは妥当である。

3 意見

諮問庁も認めているとおり、審査請求人の実父への敬愛、追慕の情は十分に理解できるものであるが、本県条例は、生存する個人の情報を対象とするため、当審査会としては、本件保有個人情報の開示請求への対応については、却下処分が妥当と判断した。

処分庁においては、平成25年4月1日に施行された警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の趣旨等を踏まえ、遺族感情に配慮したより一層の情報提供に努められたい。